

令和7年度複写サービスに関する契約

入札申請関係書類

- ① 入札公告（写し）
- ② 入札説明書
- ③ 仕様書
- ④ 令和7年度複写サービス機種一覧
- ⑤ 提出書類の注意事項
- ⑥ 入札の注意事項
- ⑦ 導入計画
- ⑧ 同等品協議申込書
- ⑨ 入札内訳書
- ⑩ 兵庫県環境配慮型製品調達方針（令和6年2月改定）（抜粋）
- ⑪ 誓約書（様式8）
- ⑫ 契約書（ひな型）
- ⑬ 誓約書
- ⑭ 兵庫県内に有する事務所等に関する申告書

< 担当 >

兵庫県出納局物品管理課物品班 本田

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL 078-341-7711（内線4922）

FAX 078-362-3928

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年12月27日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

(1) 案件名

令和7年度複写サービスに関する契約

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

機器設置日から3年間

(4) 納入場所

別紙仕様書のとおり

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

入札は、機種区分（ランク）・地域区分ごとに行う。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

なお、本件は、兵庫県物品電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとする。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 本田

(2) 参加申込の期間及び申込方法

令和6年12月27日(金)から令和7年1月15日(水)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の毎日午前9時から午後8時まで(令和7年1月15日(水)は午後4時までとする。)に、電子入札共同運営システムにより行うこと。

(3) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和6年12月27日(金)から令和7年1月15日(水)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) 開札の日時及び場所

令和7年1月27日(月)午後2時 兵庫県出納局物品管理課

(5) 入札書の提出期間

電子入札により、令和7年1月20日(月)午後5時から同月27日(月)午後2時まで(県の休日及び午後8時から翌日の午前9時までを除く。)に行うこと。

4 仕様確認等

(1) 別紙「令和7年度複写サービス機種一覧」に掲げる機種以外で入札を希望する者は、入札しようとする機種の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和6年12月27日(金)から令和7年1月15日(水)まで(県の休日を除く。)、毎日午前9時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。

電子入札システムによる場合は、令和6年12月27日(金)から令和7年1月15日(水)まで(県の休日を除く。)、毎日午前9時から午後8時の間に提出すること。(なお、令和7年1月15日(水)は午後4時までとする。)

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類 同等品協議申込書及び仕様がわかる製品カタログ等

エ 提出方法 原則として電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 協議結果 令和7年1月20日(月)午後5時までに入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、「令和7年度複写サービス機種一覧」に掲げる機種及び上記(1)オで認められた機種にかかる金額で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札説明書に記載の計算式により算出する金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

イ 国(公社・公団を含む。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

複写機ごとに、入札説明書に記載の計算式により算出する金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が 200 万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時までに電子入札をすること。

イ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

令和7年度複写サービスに関する契約にかかる一般競争入札(以下「入札」という。)の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 案件名

令和7年度複写サービスに関する契約

(2) 数量等

機種区分(ランク)・地域区分・数量は別紙仕様書のとおり

ただし、組織改編等により、台数等が多少増減する場合がある。

(3) 調達物品の規格、品質、性能等

別添仕様書のとおり

(4) 調達物品の条件等

別添仕様書のとおり

(5) 契約期間

機器設置日から3年間

(6) 納入場所

別紙仕様書のとおり

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者であって、既に兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札共同運営システム」という。)に対応している認証局の電子証明書を取得している者が、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和7年1月15日(水)午後4時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に係る書類を添えて4(1)イに記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を、当該入札参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札参加の申込み

(1) 参加申込

電子入札共同運営システムにより行うこと。

(2) 参加申込の期間

令和6年12月27日（金）から令和7年1月15日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後8時まで（令和7年1月15日（水）は午後4時までとする。）

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和7年1月20日（月）午後5時までに電子入札共同運営システムにより通知する。

(4) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 別紙「令和7年度複写サービス機種一覧」に掲げる機種以外での入札を希望する場合は、入札しようとする機種の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式任意）を提出すること。

ア 受付期間

令和6年12月27日（金）から令和7年1月15日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和6年12月27日（金）から令和7年1月15日（水）の毎日午前9時から午後8時（県の休日を除く。また、令和7年1月15日（水）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1）

電話番号(078)341-7711（内線4922） F A X (078)362-3928 担当：本田

ウ 提出書類

(ア) 同等品協議申込書及びカタログ等仕様のわかるもの

（申込書には、同等品申込機種についてのみ記載すること。）

(イ) 質問書（様式任意）

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 質問に対する回答

令和7年1月20日（月）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、「令和7年度複写サービス機種一覧」に掲げる機種または上記(1)オで認められた機種にかかる金額で入札すること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県出納局物品管理課

令和6年12月27日（金）から令和7年1月15日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から

午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 入札・開札の場所及び日時

- (1) 場所 兵庫県出納局物品管理課
- (2) 日時 令和7年1月27日（月）午後2時

8 入札書の提出方法

電子入札共同運営システムを利用し、令和7年1月20日（月）午後5時から同月27日（月）午後2時まで（県の休日及び午後8時から翌日の午前9時までを除く。）に入札を行うこと。

9 入札書の作成方法

- (1) 電子入札共同運営システムにより入札すること。
- (2) 金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (3) 入札金額は、機種区分（ランク）・地域区分ごとに指定の方法により金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載すること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、機種区分（ランク）・地域区分ごとに次に定める計算式により算出する金額の100分の5以上の額を、令和7年1月24日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア [計算式]（入札書記載単価×仕様書に記載の年間見込複写枚数／12）×36か月×1.10

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和7年1月24日（金）以前の任意の日を開始日とし、同年4月1日（火）以降の任意の日を終了日とすること。

ウ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

エ 入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、アの計算式により算出する額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約保証金の納入を求める場合、複写機ごとに次に定める計算式により算出する額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

ア [計算式]（契約単価×仕様書に記載の年間見込複写枚数／12）×36か月×1.10

11 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

12 落札者の決定方法

- (1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定することとする。
なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、電子くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をし、別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13 契約方法

複写サービス契約は、1複写サービスあたりの単価を定めることとする。なお、オプション料金は単価に含めることとする。

14 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時までに電子入札すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和7年4月1日（火）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 代理人が入札をする場合は、事前に承認された代理人に限る。
- (7) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1)から(6)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

契約日は、別添仕様書中の「令和7年度導入計画」に記載する機器の導入予定時期の日とする。
契約は単価によることとし、設置所属の担当者と協議の上、原則として1台ごとに行うものとする。
なお、設置所属の担当者については、落札決定後、落札者に別途通知する。

(1) 書面の契約書の場合

- ア 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者あてに提出すること。
- イ 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(2) 電子契約の場合

- ア 落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者あてに電子契約利用同意書を電子メールにより提出し、その後、契約担当者からの電子契約の確認依頼を受けて、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行うこと。
- イ 契約書は、電磁的記録により双方で保有する。
- ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

19 調達事務担当部局

〒650—8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5—10—1

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：(078)341—7711 担当：本田 内線4922）

令和7年度 複写サービスに関する仕様書

1 令和7年度導入予定

別紙「令和7年度導入計画」のとおり。

ただし、組織改正等により、多少の台数・複写見込み枚数の増減、機器の導入時期の変更の可能性があります。

2 契約希望複写機の機種

(1) 納入する複写機は、原則として、別紙「機器仕様書」の仕様を満たした新造機（新品機）のみとする。

(2) 入札区分（ランク及び地域）ごとに同一メーカー、同一機種（同一型番）にて統一すること。ただし、オプション機能の有無による機種（型番）の相違の場合は統一しなくてもよい。

(3) オプション機能のうち、プリンタ・スキャナ（両機能を有すること）、FAX、フィニッシャーの3機能については、別紙「機器仕様書」の仕様を満たした機器とすること。

これ以外のオプション機能については、設置所属と個別協議により、別途決定すること。

3 契約方法

設置所属の担当者と協議の上、原則として1台ごとに契約を締結すること。

4 契約期間

原則設置開始日から3年間とする。ただし、令和8年度以降の歳入歳出予算において、この調達に係る予算の減額又は削除があったときは、当該契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

5 複写サービス料金

(1) 複写サービス料金は、1か月単位で、複写枚数に単価を乗じて複写機1台ごとに計算すること。

複写枚数に単価を乗じたときに1円未満の端数が生じた場合、端数は機械ごとに切り捨てるものとする。

なお、複写枚数の確認は設置所属において行うものとする。

(2) テストコピー（複写機の保守において複写機の点検と調整のために使用したコピーをいう。）及びミスコピーは、モノクロについては月間の複写枚数の1パーセント（小数点以下を切り上げ）、カラーについては月間の複写枚数の1パーセント（小数点以下を切り上げ）とし、複写サービス料金の算出に当たってはその枚数を減じて計算すること。

(3) プリンタ・スキャナ、FAX、フィニッシャー等のオプション機能付加料金は、(1)の複写サービス料金の単価に含めるものとする。

なお、各オプション機能付加台数は、別紙「令和7年度導入計画」のとおり。

6 複写機の搬入・設置

(1) 設置所属が指定する期間内に搬入・設置すること。

(2) 設置所属の指示により、搬入・設置を行うこと。

(3) 搬入・設置に要する費用は設置者の負担とする。

- (4) 県庁 WAN 等のネットワークに接続する機器については、ネットワークや他のコンピュータ機器に影響がないようにすること。万一、障害等の問題発生またはその恐れがある場合は、企画部デジタル改革課へ直ちに報告、その指示に従うこと。

7 複写機の各種設定

- (1) 設置所属と協議の上、設置所属が指定する期間内に設置を行い、動作確認を終了すること。
- (2) 複写機のパスワードを強度の高いものに変更すること。(英数記号を用いた 10 字程度を目安とする。)
- (3) ネットワークへの接続・設定を別途指示により行うこと。
また、複写機本体の見やすい場所に、ネットワーク設定(コンピュータ名及び IP アドレス)を記したラベルを必ず貼り付けること。
- (4) 複写機とネットワーク接続する際に必要となるドライバ、ソフトウェア等の PC へのインストール・設定を行うこと。
原則、設置所属が指定する全ての PC に当該設定を行うこととするが、設置所属と協議の上、県職員でも当該設定を簡単に行うことができるインストール CD-ROM (インストール手順書含む。)等の配付をもって代えることも可能とする。
ただし、設定作業を行った場合も、インストール CD-ROM (インストール手順書含む。)等を配付すること。
なお、インストール CD-ROM について、オフラインでインストールができるようプログラム本体を収録すること。
- (5) ネットワークスキャナの設定については、読み取ったデータの一時保存用フォルダを設置所属で 1 つ以上、複写機本体に作成すること。
- (6) ネットワークへの接続・設定及びパソコンへのインストール・設定(以下、「各種設定」という。)、操作等のマニュアルを複写機 1 台につき 1 セット以上用意し、設置所属へ提出すること。
また、設置所属の要望に応じて指導・助言を随時実施すること。
- (7) 上記の各種設定及びマニュアル配付に要する経費は設置者の負担とする。その他の設定については、設置所属と協議の上、随時実施すること。
- (8) パソコンの入れ替え等に伴い、設置所属から上記の各種設定を再度依頼された際には、要望に応じて作業を実施すること。
なお、当該設定に要する費用は、設置所属との協議により別途決定すること。
- (9) 複写機の撤去時に、設置所属内に同一メーカーの機種がなくなる場合は、手順書の配布等により付属ソフトや設定を削除して、パソコンやネットワークに不要な負荷が常駐しないようにすること。

8 複写機の保守

- (1) 保守対応時間は、原則、県の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。
※ 県の休日：日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- (2) 定期点検整備を原則、毎月 1 回行うこと。
ただし、複写枚数の少ない機種については、カウント数が 10,000 枚ごと、又は 6 か月に一度は必ず行うこと。

(3) ドラム等の定期保守部品等については、定期点検整備又は設置所属の通知に基づき複写品質維持のため、必要に応じて取り替えること。

その他、複写をとるのに必要な消耗品（用紙、ステープルを除く。）については、設置者の指定する者の巡回又は設置所属の申し出により不足を知ったとき、速やかに供給すること。

(4) 複写機が常に良好に運転するよう随時に点検整備を行うこと。

(5) 複写機の故障その他異常が生じた場合は、県担当者からの連絡等による認知後、2時間以内に修理に着手すること。

ただし、県担当者が事情やむを得ないと判断した場合を除く。

(6) 故障その他の異常又はその修理により長時間業務に支障をきたす場合は、設置所属と協議の上、遅滞なく代替機を用意すること。

(7) 頻繁に故障が生じ業務に支障をきたす場合は、設置所属と協議の上、遅滞なく代替機を配置すること。

(8) 操作方法等についての質問に応じること。

また、設置所属の要望に応じて指導・助言を随時実施し、搬入・設置に係る設置所属からの質問については設置者が責任を持って対応すること。（設置所属からデジタル改革課（ヘルプデスクを含む）には対応を求めないこととする。）

9 複写機の移動・撤去

(1) 設置所属から複写機の移動の依頼があった場合は、設置所属と協議の上、複写機の移動を行うこと。

なお、移動に要する費用は設置所属に請求することができるものとする。

(2) 契約期間の満了による複写機の撤去については、設置所属と協議の上、無料で行うこと。

(3) 撤去の際は、設置者の負担により複写機内の残存データについて復元不可能な消去を県担当者の立ち会いのもとに実施すること。

一般的に入手可能な復元ツールの利用を超えた、いわゆる研究所レベルの攻撃からも耐えられるレベルで抹消を行うこと。具体的には、①物理的な方法による破壊、②磁気的な方法による破壊、③OS等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去、④ブロック消去、⑤暗号化消去のうちいずれかの方法を選択すること。

ただし、個人番号利用事務にかかる印刷出力を取り扱う場合は、上項の記載に関わらず、物理的な方法による破壊を必須とする。

SSDのデータ消去の際には、SSDに完全対応したツールを使用すること。

また、消去作業完了証明書（様式任意）の発行等により技術的な証明を行うこと。

10 その他

(1) 設置・保守等の実施に当たって、直接又は間接に知り得た事項を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 複写機内の情報（カウンタ数値などの保守にかかる情報を含む）をインターネット及びモバイル回線経由で収集、転送等しないこと。

(3) 複合機に重大な不具合や脆弱性が見つかった場合、原則としてオンサイト保守にてファームウェアアップデート等の対応を行うこと。ただし、操作手順が単純明快な場合はマニュアル作

成により県職員で作業実施することも可とする。

なお、複合機から直接インターネットを参照したファームウェアアップデートを行うことは、県庁ネットワークの設定構成上不可なため、留意すること。

(4) 本仕様書に記載されていない事項は、出納局物品管理課の指示に従うこと。

(5) 本仕様書に疑義がある場合は、出納局物品管理課に質問し、その指示を受けること。

なお、契約後の本仕様書の解釈は出納局物品管理課によるものとする（必要に応じて、速やかに出納局物品管理課と協議を行うこと）。

令和7年度 機器仕様書：機種区分Aランク

<基本仕様・コピー機能>

複写方式	デジタル方式
モノクロ・カラー	モノクロ
解像度／階調	600×600dpi／256階調以上
最大複写原稿サイズ	A3
複写（用紙）サイズ	A3～A6（通常はがき）
モノクロ複写速度（A4）	20枚以上／分
複写倍率	縮小及び拡大固定倍率がそれぞれ3段階以上 25～400%の任意倍率
給紙方法・容量	給紙トレイ4段（給紙容量4段合計2,000枚程度） 手差しトレイ（給紙容量50枚以上） ※ 枚数は64g/m ² （四六判55kg）相当のコピー用紙による。
自動用紙選択機能	装備
自動両面機能	装備
集約印刷機能	装備（複数のページを1枚に集約して印刷できること）
自動両面原稿送り装置	装備
電子ソート・区分け機能	装備（複数の部数を仕分けして連続出力可能であること、また、部数ごとに区分けが可能であること）
電力	100V、20A以内
その他	① 環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）（令和6年2月改定）の基準を満たすこと（※）。 ② 裏面利用紙の利用が可能であること。 ③ 別途設置所属との協議により、非接触ICカードによるコピー枚数集計機を追加できる機種であること。

※ 兵庫県環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）（令和6年2月改定）の考え方及びOA機器の基準のページを添付していますので、ご確認ください。

令和7年度 機器仕様書：機種区分Bランク

<基本仕様・コピー機能>

複写方式	デジタル方式
モノクロ・カラー	モノクロ
解像度／階調	600×600dpi／256階調以上
最大複写原稿サイズ	A3
複写（用紙）サイズ	A3～A6（通常はがき）
モノクロ複写速度（A4）	30枚以上／分
複写倍率	縮小及び拡大固定倍率がそれぞれ3段階以上 25～400%の任意倍率
給紙方法・容量	給紙トレイ4段（給紙容量4段合計2,000枚程度） 手差しトレイ（給紙容量50枚以上） ※ 枚数は64g/m ² （四六判55kg）相当のコピー用紙による。
自動用紙選択機能	装備
自動両面機能	装備
集約印刷機能	装備（複数のページを1枚に集約して印刷できること）
自動両面原稿送り装置	装備
電子ソート・区分け機能	装備（複数の部数を仕分けして連続出力可能であること、また、部数ごとに区分けが可能であること）
電力	100V、20A以内
その他	① 環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）（令和6年2月改定）の基準を満たすこと（※）。 ② 裏面利用紙の利用が可能であること。 ③ 別途設置所属との協議により、非接触ICカードによるコピー枚数集計機を追加できる機種であること。

※ 兵庫県環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）（令和6年2月改定）の考え方及びOA機器の基準のページを添付していますので、ご確認ください。

令和7年度 機器仕様書：機種区分Cランク

＜基本仕様・コピー機能＞

複写方式	デジタル方式
モノクロ・カラー	モノクロ
解像度／階調	600×600dpi／256階調以上
最大複写原稿サイズ	A3
複写（用紙）サイズ	A3～A6（通常はがき）
モノクロ複写速度（A4）	40枚以上／分
複写倍率	縮小及び拡大固定倍率がそれぞれ3段階以上 25～400%の任意倍率
給紙方法・容量	給紙トレイ4段（給紙容量4段合計2,000枚程度） 手差しトレイ（給紙容量50枚以上） ※ 枚数は64g/m ² （四六判55kg）相当のコピー用紙による。
自動用紙選択機能	装備
自動両面機能	装備
集約印刷機能	装備（複数のページを1枚に集約して印刷できること）
自動両面原稿送り装置	装備
電子ソート・区分け機能	装備（複数の部数を仕分けして連続出力可能であること、また、部数ごとに区分けが可能であること）
電力	100V、20A以内
その他	① 環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）（令和6年2月改定）の基準を満たすこと（※）。 ② 裏面利用紙の利用が可能であること。 ③ 別途設置所属との協議により、非接触ICカードによるコピー枚数集計機を追加できる機種であること。

※ 兵庫県環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）（令和6年2月改定）の考え方及びOA機器の基準のページを添付していますので、ご確認ください。

令和7年度 機器仕様書：機種区分Dランク

<基本仕様・コピー機能>

複写方式	デジタル方式
モノクロ・カラー	モノクロ
解像度／階調	600×600dpi／256階調以上
最大複写原稿サイズ	A3
複写（用紙）サイズ	A3～A6（通常はがき）
モノクロ複写速度（A4）	50枚以上／分
複写倍率	縮小及び拡大固定倍率がそれぞれ3段階以上 25～400%の任意倍率
給紙方法・容量	給紙トレイ4段（給紙容量4段合計2,000枚程度） 手差しトレイ（給紙容量50枚以上） ※ 枚数は64g/m ² （四六判55kg）相当のコピー用紙による。
自動用紙選択機能	装備
自動両面機能	装備
集約印刷機能	装備（複数のページを1枚に集約して印刷できること）
自動両面原稿送り装置	装備
電子ソート・区分け機能	装備（複数の部数を仕分けして連続出力可能であること、また、部数ごとに区分けが可能であること）
電力	100V、20A以内
その他	① 環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）（令和6年2月改定）の基準を満たすこと（※）。 ② 裏面利用紙の利用が可能であること。 ③ 別途設置所属との協議により、非接触ICカードによるコピー枚数集計機を追加できる機種であること。

※ 兵庫県環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）（令和6年2月改定）の考え方及びOA機器の基準のページを添付していますので、ご確認ください。

令和7年度 機器仕様書：機種区分Eランク

<基本仕様・コピー機能>

複写方式	デジタル方式
モノクロ・カラー	モノクロ
解像度／階調	600×600dpi／256階調以上
最大複写原稿サイズ	A3
複写（用紙）サイズ	A3～A6（通常はがき）
モノクロ複写速度（A4）	60枚以上／分
複写倍率	縮小及び拡大固定倍率がそれぞれ3段階以上 25～400%の任意倍率
給紙方法・容量	給紙トレイ4段（給紙容量4段合計2,000枚程度） 手差しトレイ（給紙容量50枚以上） ※ 枚数は64g/m ² （四六判55kg）相当のコピー用紙による。
自動用紙選択機能	装備
自動両面機能	装備
集約印刷機能	装備（複数のページを1枚に集約して印刷できること）
自動両面原稿送り装置	装備
電子ソート・区分け機能	装備（複数の部数を仕分けして連続出力可能であること、また、部数ごとに区分けが可能であること）
電力	100V、20A以内
その他	① 環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）（令和6年2月改定）の基準を満たすこと（※）。 ② 裏面利用紙の利用が可能であること。 ③ 別途設置所属との協議により、非接触ICカードによるコピー枚数集計機を追加できる機種であること。

※ 兵庫県環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）（令和6年2月改定）の考え方及びOA機器の基準のページを添付していますので、ご確認ください。

令和7年度 機器仕様書：機種区分Fランク

<基本仕様・コピー機能>

複写方式	デジタル方式
モノクロ・カラー	モノクロ
解像度／階調	600×600dpi／256階調以上
最大複写原稿サイズ	A3
複写（用紙）サイズ	A3～A6（通常はがき）
モノクロ複写速度（A4）	70枚以上／分
複写倍率	縮小及び拡大固定倍率がそれぞれ3段階以上 25～400%の任意倍率
給紙方法・容量	給紙トレイ4段（給紙容量4段合計2,000枚程度） 手差しトレイ（給紙容量50枚以上） ※ 枚数は64g/m ² （四六判55kg）相当のコピー用紙による。
自動用紙選択機能	装備
自動両面機能	装備
集約印刷機能	装備（複数のページを1枚に集約して印刷できること）
自動両面原稿送り装置	装備
電子ソート・区分け機能	装備（複数の部数を仕分けして連続出力可能であること、また、部数ごとに区分けが可能であること）
電力	100V、20A以内
その他	① 環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）（令和6年2月改定）の基準を満たすこと（※）。 ② 裏面利用紙の利用が可能であること。 ③ 別途設置所属との協議により、非接触ICカードによるコピー枚数集計機を追加できる機種であること。

※ 兵庫県環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）（令和6年2月改定）の考え方及びOA機器の基準のページを添付していますので、ご確認ください。

令和7年度 機器仕様書：機種区分Gランク

<基本仕様・コピー機能>

複写方式	デジタル方式
モノクロ・カラー	モノクロ・カラー
解像度／階調	600×600dpi／256階調以上
最大複写原稿サイズ	A3
複写（用紙）サイズ	A3～A6（通常はがき）
モノクロ複写速度（A4）	30枚以上／分
複写倍率	縮小及び拡大固定倍率がそれぞれ3段階以上 25～400%の任意倍率
給紙方法・容量	給紙トレイ4段（給紙容量4段合計2,000枚程度） 手差しトレイ（給紙容量50枚以上） ※ 枚数は64g/m ² （四六判55kg）相当のコピー用紙による。
自動用紙選択機能	装備
自動両面機能	装備
集約印刷機能	装備（複数のページを1枚に集約して印刷できること）
自動両面原稿送り装置	装備
電子ソート・区分け機能	装備（複数の部数を仕分けして連続出力可能であること、また、部数ごとに区分けが可能であること）
電力	100V、20A以内
その他	① 環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）（令和6年2月改定）の基準を満たすこと（※）。 ② 裏面利用紙の利用が可能であること。 ③ 別途設置所属との協議により、非接触ICカードによるコピー枚数集計機を追加できる機種であること。

※ 兵庫県環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）（令和6年2月改定）の考え方及びOA機器の基準のページを添付していますので、ご確認ください。

令和7年度 機器仕様書：機種区分Hランク

<基本仕様・コピー機能>

複写方式	デジタル方式
モノクロ・カラー	モノクロ・カラー
解像度／階調	600×600dpi／256階調以上
最大複写原稿サイズ	A3
複写（用紙）サイズ	A3～A6（通常はがき）
モノクロ複写速度（A4）	40枚以上／分
複写倍率	縮小及び拡大固定倍率がそれぞれ3段階以上 25～400%の任意倍率
給紙方法・容量	給紙トレイ4段（給紙容量4段合計2,000枚程度） 手差しトレイ（給紙容量50枚以上） ※ 枚数は64g/m ² （四六判55kg）相当のコピー用紙による。
自動用紙選択機能	装備
自動両面機能	装備
集約印刷機能	装備（複数のページを1枚に集約して印刷できること）
自動両面原稿送り装置	装備
電子ソート・区分け機能	装備（複数の部数を仕分けして連続出力可能であること、また、部数ごとに区分けが可能であること）
電力	100V、20A以内
その他	① 環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）（令和6年2月改定）の基準を満たすこと（※）。 ② 裏面利用紙の利用が可能であること。 ③ 別途設置所属との協議により、非接触ICカードによるコピー枚数集計機を追加できる機種であること。

※ 兵庫県環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）（令和6年2月改定）の考え方及びOA機器の基準のページを添付していますので、ご確認ください。

令和7年度 オプション機能仕様書

1 ネットワークプリンタ・スキャナ

<ネットワークプリンタ機能>

プリント速度 (A4)	本体と同等
出力解像度	600×600dpi 以上
プロトコル	TCP/IP
インターフェイス	イーサネット 1,000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T (自動切換対応)
対応オペレーティングシステム	Windows10 (32ビット、64ビット)、11 (64ビット)
その他	<p>①プリントサーバ等を利用せず、各 PC からネットワーク経由で印刷が可能であること。</p> <p>②ドライバ、ユーティリティソフトウェア等が、ライセンスフリーであること。</p> <p>③パソコン上で、両面印刷、集約印刷、ソート出力の選択が可能であること。また、部数ごとの区分けが可能であること。</p> <p>④無線 LAN 機能を停止する機能を有すること。</p>

<ネットワークスキャナ機能>

読み取り解像度/階調	600×600dpi / G・H ランク : 256 階調以上
最大読み取りサイズ	A3
出力フォーマット(保存形式)	TIFF 又は PDF
プロトコル	TCP/IP
インターフェイス	イーサネット 1,000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T (自動切換対応)
対応オペレーティングシステム	Windows10 (32ビット、64ビット)、11 (64ビット)
その他	<p>①複写機上またはパソコンソフトウェア上で、原稿の連続読み取り、保存形式及び保存フォルダの選択が可能であること。</p> <p>②次のいずれかの方法が可能であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読み取ったデータを一時保存し、TWAIN 準拠ドライバ又は同梱のソフト等によりパソコンに取り込むことが可能であること。 ・読み取ったデータをファイル共有機能 (SMB プロトコル) により複合機内のフォルダに保存し、パソコン側から取り込むことが可能であること。 <p>③複合機内のフォルダはユーザ名、パスワード等によるアクセス制限が可能であること。また、蓄積データは一定期間で自動削除が可能なこと。なお、別途アクセス制限設定手順書を作成して納品すること。</p> <p>④データの取り込みについて、パソコン側やNAS側での共有フォルダの作成、FTP、SMTP 等のプロトコル設定、メディアからのデータ抽出しやメディアへの直接保存が不要であること。</p> <p>⑤ドライバ、データの取り込み及び閲覧等に必要なソフトウェアが、ライセンスフリーであること。また、初回インストール時を除き一般ユーザ権限で動作すること。</p> <p>⑥原稿読み込み時に複写機上のコントロールパネルで読み取り形式を変更選択できるものであり、利用者がパソコンと複写機の間を行き来することがないようにすること。</p>

2 FAX機能

最大送信原稿サイズ	A3
最大記録紙サイズ	A3
規格	G3 規格以上
メモリ容量	2MB 以上
その他	県行政情報ネットワーク（県庁WAN）では、パソコンから直接 FAX を送受信する機能は導入しないものとする。

3 フィニッシャー機能

電子ソート・区分け機能	装備
その他の処理機能	①ステープル ・用紙の重ねずれ、ステープルの位置ずれがないものとする。 ②パンチ（C ランク以上の機種の場合） ・2 穴は ISO838 に示される位置（穴の直径、中心間隔、紙端位置、中央線対象）への穿孔が可能であること。 ただし、奥行位置については、ISO838 で定める $12 \pm 1.0\text{mm}$ の基準に対して、 $\pm 3.0\text{mm}$ までの誤差は認める。

機種一覧表

メーカー名: 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

令和7年度新規導入機種

ランク	モノクロ /カラー	モノクロ 複写速度	機種	スキヤナ 仕様
A	モノクロ	20枚以上/分	Apeos 2560 (Model-P-4T)	○
A	モノクロ	20枚以上/分	Apeos 2560 (Model-PF-4T)	○
A	モノクロ	20枚以上/分	Apeos 2560 (Model-PFS-4T)	○
B	モノクロ	30枚以上/分	Apeos 3060 (Model-P-4T)	○
B	モノクロ	30枚以上/分	Apeos 3060 (Model-PF-4T)	○
B	モノクロ	30枚以上/分	Apeos 3060 (Model-PFS-4T)	○
C	モノクロ	40枚以上/分	Apeos 4570 (Model-P)	○
C	モノクロ	40枚以上/分	Apeos 4570 (Model-PF)	○
C	モノクロ	40枚以上/分	Apeos 4570 (Model-PFS)	○
D	モノクロ	50枚以上/分	Apeos 5580 (Model-P)	○
D	モノクロ	50枚以上/分	Apeos 5580 (Model-PS)	○
E	モノクロ	60枚以上/分	Apeos 6580 (Model-P)	○
E	モノクロ	60枚以上/分	Apeos 6580 (Model-PS)	○
F	モノクロ	70枚以上/分	Apeos 7580 (Model-P)	○
F	モノクロ	70枚以上/分	Apeos 7580 (Model-PS)	○
G	モノクロ ・カラー	30枚以上/分	Apeos C3061 (Model-PFS-4T)	○
H	モノクロ ・カラー	40枚以上/分	Apeos C4571 (Model-PFS)	○

機種一覧表

メーカー名:リコージャパン株式会社

令和7年度新規導入機種

ランク	モノクロ /カラー	モノクロ 複写速度	機種	スキャナ 仕様
A	モノクロ	20枚以上/分	IM2500	○
B	モノクロ	30枚以上/分	IM3500	○
C	モノクロ	40枚以上/分	IM4000	○
D	モノクロ	50枚以上/分	IM5000	○
E	モノクロ	60枚以上/分	IM6000	○
F	モノクロ	70枚以上/分	IM7000	○
G	モノクロ ・カラー	30枚以上/分	IMC3010	○
H	モノクロ ・カラー	40枚以上/分	IMC4510	○

機種一覧表

メーカー名: コニカミノルタジャパン株式会社

令和7年度新規導入機種

ランク	モノクロ /カラー	モノクロ 複写速度	機種	スキャナ 仕様
A	モノクロ	20枚以上/分	bizhub 227	○
B	モノクロ	30枚以上/分	bizhub301i	○
C	モノクロ	40枚以上/分	bizhub451i	○
D	モノクロ	50枚以上/分	bizhub551i	○
E	モノクロ	60枚以上/分	bizhub651i	○
F	モノクロ	70枚以上/分	bizhub751i	○
G	モノクロ ・カラー	30枚以上/分	bizhub C301i	○
H	モノクロ ・カラー	40枚以上/分	bizhub C451i	○

機種一覧表

メーカー名:京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社

ランク	モノクロ /カラー	モノクロ 複写速度	機種	スキャナ 仕様
A	モノクロ	20枚以上/分	TASKalfa MZ3200i	○
B	モノクロ	30枚以上/分	TASKalfa MZ3200i	○
C	モノクロ	40枚以上/分	TASKalfa MZ4000i	○
D	モノクロ	50枚以上/分	TASKalfa 5004i	○
E	モノクロ	60枚以上/分	TASKalfa 6004i	○
F	モノクロ	70枚以上/分	TASKalfa 7004i	○
G	モノクロ ・カラー	30枚以上/分	TASKalfa 3554ci	○
H	モノクロ ・カラー	40枚以上/分	TASKalfa 4054ci	○

提出書類の注意事項

1 仕様に関する質問について

- 質問書（任意様式）により、令和7年1月15日（水）午後4時までに提出願います。
- ・「兵庫県電子入札共同運営システム」により提出する場合
⇒一般競争入札参加申請時にファイルを添付
 - ・書面により提出する場合⇒FAXまたは持参

2 事前協議について

例示機種一覧以外の機器により入札に参加する場合には、事前に協議が必要です。同等品協議申込書及びカタログ等仕様のわかるものを出納局物品管理課担当まで提出してください。

なお、同等品と認められた機種以外での入札は無効となりますのでご注意ください。

- 同等品協議申込期限：令和7年1月15日（水）午後4時
同等品協議の結果及び質問への回答：令和7年1月20日（月）午後5時まで

3 開札日時：令和7年1月27日（月）午後2時

本件は、電子入札案件です。

入札は、令和7年1月20日（月）午後5時から令和7年1月27日（月）午後2時の間に、「兵庫県電子入札共同運営システム」により行ってください。

なお、同システムは毎日午前9時から午後8時まで利用できます（休日を除く）。

4 入札額について

消費税及び地方消費税（相当額）を含めない金額としてください。

詳細については「入札の注意事項」をご確認ください。

※ 消費税及び地方消費税相当額は、支払の段階で加算します。

5 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、再入札に移行します。再入札についても、「兵庫県電子入札共同運営システム」により入札書を提出してください。

なお、再入札の期限は、令和7年1月28日（火）午後2時を予定しています。

6 入札書提出の際に必要な物品内訳書の添付について

入札内訳書を添付ファイルの形で添付する必要があります。

添付している入札内訳書の様式に、納入予定機器のメーカー及び機種名を記載し、必ず添付してください。

7 その他

「兵庫県電子入札共同運営システム」での入札にあたり、参加申請者と応札者は同一の方でお願いします。

○ 入札に関する質問先：【契約事務担当者】 兵庫県 出納局物品管理課 物品班 本田
電話：078-341-7711 (内線4922) FAX：078-362-3928
e-mail：Yukimi_Honda@pref.hyogo.lg.jp
○ システムに関する質問先：【兵庫県物品調達ヘルプデスク】
電話：0120-554-538
平日（月曜～金曜日）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

※ この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

入札の注意事項

1 入札書等の記載方法について

(1) 入札書内訳書の「摘要」欄には、例示機種又は事前協議で承認された機種のメーカー及び機種名を必ず記入してください。

(2) 入札金額は、ランクにより以下のとおり記入してください。

① A～Fランクの入札金額は、100複写当たりの金額（円単位、消費税及び地方消費税相当額を含まない。）とします。

入札内訳書の単価欄には、1複写当たりの単価（小数点以下第2位まで）を記入してください。

なお、契約は、1複写あたりの単価で行います。

② G・Hランクの入札金額は、規格別年間見込複写枚数に単価を乗じた額の全規格総価額（円単位、消費税及び地方消費税相当額を含まない。）とします。

※全規格総価額＝

（モノクロ1複写当たりの単価 × 年間見込複写枚数）＋
（カラー1複写当たりの単価 × 年間見込複写枚数）

入札内訳書の単価欄には、モノクロ、カラーそれぞれの1複写当たりの単価（小数点以下第2位まで）を記入してください。

なお、契約は、モノクロ、カラーそれぞれの1複写あたりの単価で行います。

※ 導入計画に記載している年間見込複写枚数の合計は、十の位以下の数字を切り上げています。

(3) オプション機能付加料金は、(2)①及び②の単価に含めてください。

2 無効となる入札について

オプション機能を付加できない機種で入札する場合は、オプション機能の付加を希望するランク又は地域区分に入札すると無効となりますので、ご注意ください。

3 消費税及び地方消費税（相当額）について

入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

R7複写サービスにかかる複写機導入計画(地区・ランク別)

区分		本庁 神戸	阪神南 阪神北	東播磨 北播磨 淡路	中播磨 西播磨	但馬	丹波
A	台数(見込み)	10	7	8	9	2	3
B	台数(見込み)	8	4	9	7	2	0
C	台数(見込み)	13	16	10	9	3	2
D	台数(見込み)	19	15	10	9	11	2
E	台数(見込み)	12	4	8	7	5	3
F	台数(見込み)	17	10	4	7	2	0
G	台数(見込み)	5	7	12	9	3	0
H	台数(見込み)	23	17	17	20	17	7
台数(見込み) 計		107	80	78	77	45	17

計 404

令和7年度 複写サービスにかかる複写機の導入計画(オプション集計)

(単位:台)

区分	オプション名	ランク								計
		A	B	C	D	E	F	G	H	
本庁 ・神戸	プリンタ・スキャナ	8	6	11	18	9	10	5	22	89
	FAX	5	1	4	6	3	4	5	12	40
	フィニッシャー	5	3	6	10	9	10	1	15	59
阪神南 ・阪神北	プリンタ・スキャナ	5	4	14	15	2	7	7	16	70
	FAX	1	3	7	3	0	0	5	7	26
	フィニッシャー	1	2	8	5	2	4	4	11	37
東播磨 ・北播磨 ・淡路	プリンタ・スキャナ	4	7	8	8	6	3	12	17	65
	FAX	2	4	7	2	2	0	6	13	36
	フィニッシャー	0	4	1	3	3	2	3	10	26
中播磨 ・西播磨	プリンタ・スキャナ	6	5	8	7	5	5	9	19	64
	FAX	3	1	6	3	2	1	4	12	32
	フィニッシャー	2	2	2	6	2	4	7	14	39
但馬	プリンタ・スキャナ	1	2	3	10	5	2	3	17	43
	FAX	0	1	1	2	1	0	1	11	17
	フィニッシャー	1	2	2	6	3	1	2	5	22
丹波	プリンタ・スキャナ	3	0	2	2	2	0	0	6	15
	FAX	2	0	1	1	0	0	0	4	8
	フィニッシャー	1	0	1	0	1	0	0	3	6
計	プリンタ・スキャナ	27	24	46	60	29	27	36	97	346
	FAX	13	10	26	17	8	5	21	59	159
	フィニッシャー	10	13	20	30	20	21	17	58	189

同等品協議申込書（Aランク）

商号又は名称	
担当者名	
連絡先	
メールアドレス	

下記の品目で同等品協議を申し込みます。

＜複写機本体、基本仕様・コピー機能＞

要 求 仕 様		応 礼 仕 様	チェック欄(県使用欄)
メーカー名	※		
機種名	※		
複写方式	デジタル方式		
モノクロ・カラー	モノクロ		
解像度／階調	600×600dpi／256階調以上		
最大複写原稿サイズ	A3		
複写(用紙)サイズ	A3～A6(普通はがき)		
モノクロ複写速度(A4)	20枚以上／分		
複写倍率	縮小及び拡大固定倍率	縮小: 3段階以上 (記入例)1:0.86、1:0.82、1:0.71 拡大: 3段階以上 (記入例)1:1.41、1:1.22、1:1.15	
	任意倍率	25～400%	
	給紙トレイ数	4段	
給紙トレイの給紙容量	4段合計2,000枚以上		
手差しトレイ	装備		
手差しトレイの給紙容量	50枚以上		
自動用紙選択機能	装備		
自動両面機能	装備		
集約印刷機能	装備		
自動両面原稿送り装置	装備		
電子ソート・区分け機能	装備		
電力	100V、20A以内		
環境配慮形製品調達方針(令和6年2月改定)の基準	適合		
裏面利用紙の利用	可能		
非接触ICカードによる複写枚数集計機への対応	可能		

＜オプション機器＞

ネットワークプリンタ機能

要 求 仕 様		応 礼 仕 様	チェック欄(県使用欄)
プリント速度(A4)	20枚以上／分		
出力解像度	600×600dpi以上		
プロトコル	TCP/IP		
インターフェース	イーサネット1,000BASE-T／100BASE-TX／10BASE-T(自動切替対応)		
対応オペレーティングシステム	Windows10(32ビット、64ビット)、11(64ビット)		
その他	各PCネットワーク経由での直接印刷	可能	
	PC上からの両面印刷	可能	
	PC上からの集約印刷	可能	
	PC上からのソート出力	可能	
	PC上からの部数ごとの区分け	可能	

ネットワークスキャナ機能

要 求 仕 様		応 礼 仕 様	チェック欄(県使用欄)
読み取り解像度	600×600dpi		
最大読み取りサイズ	A3		
出力フォーマット(保存形式)	TIFF又はPDF		
プロトコル	TCP/IP		
インターフェース	イーサネット1,000BASE-T／100BASE-TX／10BASE-T(自動切替対応)		
対応オペレーティングシステム	Window10(32ビット、64ビット)、11(64ビット)		
その他	複写機上またはパソコンソフトウェア上での複数枚原稿の連続読み取り	可能	
	複写機上またはパソコンソフトウェア上での保存形式及び保存フォルダ指定	可能	
	読み取ったデータのパソコンへの取込方法	(記入例) 読み取りデータを本体に保存、TWAIN準拠ドライバによりPCへ取り込む。	
	パソコン側での共有フォルダの作成	不要であること	

FAX機能

要 求 仕 様		応 礼 仕 様	チェック欄(県使用欄)
最大送信原稿サイズ	A3		
最大記録紙サイズ	A3		
規格	G3規格以上		
メモリ容量	2MB以上		

フィニッシャー

要 求 仕 様		応 礼 仕 様	チェック欄(県使用欄)
電子ソート・区分け機能	装備		
その他の処理機能	ステーブル 用紙の重ねずれ、ステーブルの位置ずれがないものとする パンチ 2穴はISO838Iに示される位置(穴の直径、中心間隔、紙端位置、中央線対象)への穿孔が可能であること。 ただし、奥行位置については、ISO838で定める12±1.0mmの基準に対して、±3.0mmまでの誤差は認める。		

同等品協議申込書 (Bランク)

商号又は名称	
担当者名	
連絡先	
メールアドレス	

下記の品目で同等品協議を申し込みます。

<複写機本体、基本仕様・コピー機能>

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
メーカー名	※		
機種名	※		
複写方式	デジタル方式		
モノクロ・カラー	モノクロ		
解像度/階調	600×600dpi/256階調以上		
最大複写原稿サイズ	A3		
複写(用紙)サイズ	A3~A6(普通はがき)		
モノクロ複写速度(A4)	30枚以上/分		
複写倍率	縮小及び拡大固定倍率	縮小:3段階以上 (記入例)1:0.86、1:0.82、1:0.71 拡大:3段階以上 (記入例)1:1.41、1:1.22、1:1.15	
	任意倍率	25~400%	
	給紙トレイ数	4段	
給紙トレイの給紙容量	4段合計2,000枚以上		
手差しトレイ	装備		
手差しトレイの給紙容量	50枚以上		
自動用紙選択機能	装備		
自動両面機能	装備		
集約印刷機能	装備		
自動両面原稿送り装置	装備		
電子ソート・区分け機能	装備		
電力	100V、20A以内		
環境配慮形製品調達方針(令和6年2月改定)の基準	適合		
裏面利用紙の利用	可能		
非接触ICカードによる複写枚数集計機への対応	可能		

<オプション機器>

ネットワークプリンタ機能

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
プリント速度(A4)	30枚以上/分		
出力解像度	600×600dpi以上		
プロトコル	TCP/IP		
インターフェース	イーサネット1,000BASE-T/100BASE-TX/ 10BASE-T(自動切換対応)		
対応オペレーティングシステム	Window10(32ビット、64ビット)、11(64ビット)		
その他	各PCネットワーク経由での直接印刷	可能	
	PC上からの両面印刷	可能	
	PC上からの集約印刷	可能	
	PC上からのソート出力	可能	
	PC上からの部数ごとの区分け	可能	

ネットワークスキャナ機能

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
読み取り解像度	600×600dpi		
最大読み取りサイズ	A3		
出力フォーマット(保存形式)	TIFF又はPDF		
プロトコル	TCP/IP		
インターフェース	イーサネット1,000BASE-T/100BASE-TX/ 10BASE-T(自動切換対応)		
対応オペレーティングシステム	Windows10(32ビット、64ビット)、11(64ビット)		
その他	複写機上またはパソコンソフトウェア上での複数枚原稿の連続読み取り	可能	
	複写機上またはパソコンソフトウェア上での保存形式及び保存フォルダ指定	可能	
	読み取ったデータのパソコンへの取込方法	(記入例) 読み取りデータを本体に保存、TWAIN準拠ドライバによりPCへ取り込む。	
	パソコン側での共有フォルダの作成	不要であること	

FAX機能

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
最大送信原稿サイズ	A3		
最大記録紙サイズ	A3		
規格	G3規格以上		
メモリ容量	2MB以上		

フィニッシャー

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
電子ソート・区分け機能	装備		
その他の処理機能	ステープル 用紙の重ねずれ、ステープルの位置ずれがないものとする		
	パンチ 2穴はISO8381に示される位置(穴の直径、中心間隔、紙端位置、中央線対象)への穿孔が可能であること。 ただし、奥行位置については、ISO838で定める12±1.0mmの基準に対して、±3.0mmまでの誤差は認める。		

同等品協議申込書 (Cランク)

商号又は名称	
担当者名	
連絡先	
メールアドレス	

下記の品目で同等品協議を申し込みます。

<複写機本体、基本仕様・コピー機能>

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
メーカー名	※		
機種名	※		
複写方式	デジタル方式		
モノクロ・カラー	モノクロ		
解像度/階調	600×600dpi/256階調以上		
最大複写原稿サイズ	A3		
複写(用紙)サイズ	A3~A6(普通はがき)		
モノクロ複写速度(A4)	40枚以上/分		
複写倍率	縮小及び拡大固定倍率	縮小:3段階以上 (記入例)1:0.86、1:0.82、1:0.71 拡大:3段階以上 (記入例)1:1.41、1:1.22、1:1.15	
	任意倍率	25~400%	
給紙トレイ数	4段		
給紙トレイの給紙容量	4段合計2,000枚以上		
手差しトレイ	装備		
手差しトレイの給紙容量	50枚以上		
自動用紙選択機能	装備		
自動両面機能	装備		
集約印刷機能	装備		
自動両面原稿送り装置	装備		
電子ソート・区分け機能	装備		
電力	100V、20A以内		
環境配慮形製品調達方針(令和6年2月改定)の基準	適合		
裏面利用紙の利用	可能		
非接触ICカードによる複写枚数集計機への対応	可能		

<オプション機器>

ネットワークプリンタ機能

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
プリント速度(A4)	40枚以上/分		
出力解像度	600×600dpi以上		
プロトコル	TCP/IP		
インターフェース	イーサネット1,000BASE-T/100BASE-TX/ 10BASE-T(自動切換対応)		
対応オペレーティングシステム	Windows10(32ビット、64ビット)、11(64ビット)		
その他	各PCネットワーク経由での直接印刷	可能	
	PC上からの両面印刷	可能	
	PC上からの集約印刷	可能	
	PC上からのソート出力	可能	
	PC上からの部数ごとの区分け	可能	

ネットワークスキャナ機能

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
読み取り解像度	600×600dpi		
最大読み取りサイズ	A3		
出力フォーマット(保存形式)	TIFF又はPDF		
プロトコル	TCP/IP		
インターフェース	イーサネット1,000BASE-T/100BASE-TX/ 10BASE-T(自動切換対応)		
対応オペレーティングシステム	Window10(32ビット、64ビット)、11(64ビット)		
その他	複写機上またはパソコンソフトウェア上での複数枚原稿の連続読み取り	可能	
	複写機上またはパソコンソフトウェア上での保存形式及び保存フォルダ指定	可能	
	読み取ったデータのパソコンへの取込方法	(記入例) 読み取りデータを本体に保存、TWAIN準拠ドライバによりPCへ取り込む。	
	パソコン側での共有フォルダの作成	不要であること	

FAX機能

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
最大送信原稿サイズ	A3		
最大記録紙サイズ	A3		
規格	G3規格以上		
メモリ容量	2MB以上		

フィニッシャー

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
電子ソート・区分け機能	装備		
その他の処理機能	ステーブル 用紙の重ねずれ、ステーブルの位置ずれがないものとする パンチ 2穴はISO838に示される位置(穴の直径、中心間隔、紙端位置、中央線対象)への穿孔が可能であること。 ただし、奥行位置については、ISO838で定める12±1.0mmの基準に対して、±3.0mmまでの誤差は認める。		

同等品協議申込書 (Dランク)

商号又は名称	
担当者名	
連絡先	
メールアドレス	

下記の品目で同等品協議を申し込みます。

<複写機本体、基本仕様・コピー機能>

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
メーカー名	※		
機種名	※		
複写方式	デジタル方式		
モノクロ・カラー	モノクロ		
解像度/階調	600×600dpi/256階調以上		
最大複写原稿サイズ	A3		
複写(用紙)サイズ	A3～A6(普通はがき)		
モノクロ複写速度(A4)	50枚以上/分		
複写倍率	縮小及び拡大固定倍率	縮小:3段階以上 (記入例)1:0.86、1:0.82、1:0.71 拡大:3段階以上 (記入例)1:1.41、1:1.22、1:1.15	
	任意倍率	25～400%	
給紙トレイ数	4段		
給紙トレイの給紙容量	4段合計2,000枚以上		
手差しトレイ	装備		
手差しトレイの給紙容量	50枚以上		
自動用紙選択機能	装備		
自動両面機能	装備		
集約印刷機能	装備		
自動両面原稿送り装置	装備		
電子ソート・区分け機能	装備		
電力	100V、20A以内		
環境配慮形製品調達方針(令和6年2月改定)の基準	適合		
裏面利用紙の利用	可能		
非接触ICカードによる複写枚数集計機への対応	可能		

<オプション機器>

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
ネットワークプリンタ機能			
プリント速度(A4)	50枚以上/分		
出力解像度	600×600dpi以上		
プロトコル	TCP/IP		
インターフェース	イーサネット1,000BASE-T/100BASE-TX/ 10BASE-T(自動切替対応)		
対応オペレーティングシステム	Windows10(32ビット、64ビット)、11(64ビット)		
その他	各PCネットワーク経由での直接印刷	可能	
	PC上からの両面印刷	可能	
	PC上からの集約印刷	可能	
	PC上からのソート出力	可能	
	PC上からの部数ごとの区分け	可能	

ネットワークスキャナ機能

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
読み取り解像度	600×600dpi		
最大読み取りサイズ	A3		
出力フォーマット(保存形式)	TIFF又はPDF		
プロトコル	TCP/IP		
インターフェース	イーサネット1,000BASE-T/100BASE-TX/ 10BASE-T(自動切替対応)		
対応オペレーティングシステム	Windows10(32ビット、64ビット)、11(64ビット)		
その他	複写機上またはパソコンソフトウェア上での複数枚原稿の連続読み取り	可能	
	複写機上またはパソコンソフトウェア上での保存形式及び保存フォルダ指定	可能	
	読み取ったデータのパソコンへの取込方法	(記入例) 読み取りデータを本体に保存、TWAIN準拠ドライバによりPCへ取り込む。	
	パソコン側での共有フォルダの作成	不要であること	

FAX機能

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
最大送信原稿サイズ	A3		
最大記録紙サイズ	A3		
規格	G3規格以上		
メモリ容量	2MB以上		

フィニッシャー

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
電子ソート・区分け機能	装備		
その他の処理機能	ステーブル 用紙の重ねずれ、ステーブルの位置ずれがないものとする パンチ		
	2穴はISO8381に示される位置(穴の直径、中心間隔、紙端位置、中央線対象)への穿孔が可能であること。 ただし、奥行位置については、ISO838で定める12±1.0mmの基準に対して、±3.0mmまでの誤差は認める。		

同等品協議申込書（Eランク）

商号又は名称	
担当者名	
連絡先	
メールアドレス	

下記の品目で同等品協議を申し込みます。

＜複写機本体、基本仕様・コピー機能＞

要 求 仕 様	応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
メーカー名	※	
機種名	※	
複写方式	デジタル方式	
モノクロ・カラー	モノクロ	
解像度／階調	600×600dpi／256階調以上	
最大複写原稿サイズ	A3	
複写(用紙)サイズ	A3～A6(普通はがき)	
モノクロ複写速度(A4)	60枚以上／分	
複写倍率	縮小: 3段階以上 (記入例) 1:0.86, 1:0.82, 1:0.71	
	拡大: 3段階以上 (記入例) 1:1.41, 1:1.22, 1:1.15	
	任意倍率 25～400%	
給紙トレイ数	4段	
給紙トレイの給紙容量	4段合計2,000枚以上	
手差しトレイ	装備	
手差しトレイの給紙容量	50枚以上	
自動用紙選択機能	装備	
自動両面機能	装備	
集約印刷機能	装備	
自動両面原稿送り装置	装備	
電子ソート・区分け機能	装備	
電力	100V、20A以内	
環境配慮形製品調達方針(令和6年2月改定)の基準	適合	
裏面利用紙の利用	可能	
非接触ICカードによる複写枚数集計機への対応	可能	

＜オプション機器＞

ネットワークプリンタ機能

要 求 仕 様	応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
プリント速度(A4)	60枚以上／分	
出力解像度	600×600dpi以上	
プロトコル	TCP/IP	
インターフェース	イーサネット1,000BASE-T／100BASE-TX／10BASE-T(自動切替対応)	
対応オペレーティングシステム	Windows10(32ビット、64ビット)、11(64ビット)	
その他	各PCネットワーク経由での直接印刷	可能
	PC上からの両面印刷	可能
	PC上からの集約印刷	可能
	PC上からのソート出力	可能
	PC上からの部数ごとの区分け	可能

ネットワークスキャナ機能

要 求 仕 様	応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
読み取り解像度	600×600dpi	
最大読み取りサイズ	A3	
出力フォーマット(保存形式)	TIFF又はPDF	
プロトコル	TCP/IP	
インターフェース	イーサネット1,000BASE-T／100BASE-TX／10BASE-T(自動切替対応)	
対応オペレーティングシステム	Windows10(32ビット、64ビット)、11(64ビット)	
その他	複写機上またはパソコンソフトウェア上での複数枚原稿の連続読み取り	可能
	複写機上またはパソコンソフトウェア上での保存形式及び保存フォルダ指定	可能
	読み取ったデータのパソコンへの取込方法	(記入例) 読み取りデータを本体に保存、TWAIN準拠ドライバによりPCへ取り込む。
	パソコン側での共有フォルダの作成	不要であること

FAX機能

要 求 仕 様	応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
最大送信原稿サイズ	A3	
最大記録紙サイズ	A3	
規格	G3規格以上	
メモリ容量	2MB以上	

フィニッシャー

要 求 仕 様	応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
電子ソート・区分け機能	装備	
その他の処理機能	ステーブル 用紙の重ねずれ、ステーブルの位置ずれがないものとする パンチ 2穴はISO8381に示される位置(穴の直径、中心間隔、紙端位置、中央線対象)への穿孔が可能であること。 ただし、奥行位置については、ISO838で定める12±1.0mmの基準に対して、±3.0mmまでの誤差は認める。	

同等品協議申込書（フランク）

商号又は名称	
担当者名	
連絡先	
メールアドレス	

下記の品目で同等品協議を申し込みます。

<複写機本体、基本仕様・コピー機能>

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
メーカー名	※		
機種名	※		
複写方式	デジタル方式		
モノクロ・カラー	モノクロ		
解像度/階調	600×600dpi/256階調以上		
最大複写原稿サイズ	A3		
複写(用紙)サイズ	A3～A6(普通はがき)		
モノクロ複写速度(A4)	70枚以上/分		
複写倍率	縮小及び拡大固定倍率	縮小: 3段階以上 (記入例) 1:0.86, 1:0.82, 1:0.71 拡大: 3段階以上 (記入例) 1:1.41, 1:1.22, 1:1.15	
	任意倍率	25～400%	
給紙トレイ数	4段		
給紙トレイの給紙容量	4段合計2,000枚以上		
手差しトレイ	装備		
手差しトレイの給紙容量	50枚以上		
自動用紙選択機能	装備		
自動両面機能	装備		
集約印刷機能	装備		
自動両面原稿送り装置	装備		
電子ソート・区分け機能	装備		
電力	100V、20A以内		
環境配慮形製品調達方針(令和6年2月改定)の基準	適合		
裏面利用紙の利用	可能		
非接触ICカードによる複写枚数集計機への対応	可能		

<オプション機器>

ネットワークプリンタ機能

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
プリント速度(A4)	70枚以上/分		
出力解像度	600×600dpi以上		
プロトコル	TCP/IP		
インターフェース	イーサネット1,000BASE-T/100BASE-TX/ 10BASE-T(自動切替対応)		
対応オペレーティングシステム	Windows10(32ビット、64ビット)、11(64 ビット)		
その他	各PCネットワーク経由での直接印刷	可能	
	PC上からの両面印刷	可能	
	PC上からの集約印刷	可能	
	PC上からのソート出力	可能	
PC上からの部数ごとの区分け	可能		

ネットワークスキャナ機能

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
読み取り解像度	600×600dpi		
最大読み取りサイズ	A3		
出力フォーマット(保存形式)	TIFF又はPDF		
プロトコル	TCP/IP		
インターフェース	イーサネット1,000BASE-T/100BASE-TX/ 10BASE-T(自動切替対応)		
対応オペレーティングシステム	Windows10(32ビット、64ビット)、11(64 ビット)		
その他	複写機上またはパソコン ソフトウェア上での複数枚原 稿の連続読み取り	可能	
	複写機上またはパソコン ソフトウェア上での保存形式 及び保存フォルダ指定	可能	
	読み取ったデータの パソコンへの取込方法	(記入例) 読み取りデータを本体に保存、TWAIN準拠ドライバ によりPCへ取り込む。	
	パソコン側での共有 フォルダの作成	不要であること	

FAX機能

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
最大送信原稿サイズ	A3		
最大記録紙サイズ	A3		
規格	G3規格以上		
メモリ容量	2MB以上		

フィニッシャー

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
電子ソート・区分け機能	装備		
その他の処理機能	ステーブル 用紙の重ねずれ、ステーブルの位置ずれ がないものとする パンチ 2穴はISO838に示される位置(穴の直 径、中心間隔、紙端位置、中央線対象) への穿孔が可能であること。 ただし、奥行位置については、ISO838で 定める12±1.0mmの基準に対して、± 3.0mmまでの誤差は認める。		

同等品協議申込書（Gランク）

商号又は名称	
担当者名	
連絡先	
メールアドレス	

下記の品目で同等品協議を申し込みます。

＜複写機本体、基本仕様・コピー機能＞

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
メーカー名	※		
機種名	※		
複写方式	デジタル方式		
モノクロ・カラー	モノクロ・カラー		
解像度／階調	600×600dpi／256階調以上		
最大複写原稿サイズ	A3		
複写(用紙)サイズ	A3～A6(普通はがき)		
モノクロ複写速度(A4)	モノクロ:30枚以上／分		
複写倍率	縮小及び拡大固定倍率	縮小:3段階以上 (記入例)1:0.86、1:0.82、1:0.71 拡大:3段階以上 (記入例)1:1.41、1:1.22、1:1.15	
	任意倍率	25～400%	
	給紙トレイ数	4段	
給紙トレイの給紙容量	4段合計2,000枚以上		
手差しトレイ	装備		
手差しトレイの給紙容量	50枚以上		
自動用紙選択機能	装備		
自動両面機能	装備		
集約印刷機能	装備		
自動両面原稿送り装置	装備		
電子ソート・区分け機能	装備		
電力	100V、20A以内		
環境配慮形製品調達方針(令和6年2月改定)の基準	適合		
裏面利用紙の利用	可能		
非接触ICカードによる複写枚数集計機への対応	可能		

＜オプション機器＞

ネットワークプリンタ機能

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
プリント速度(A4)	モノクロ30枚以上／分		
出力解像度	600×600dpi以上		
プロトコル	TCP/IP		
インターフェース	イーサネット1,000BASE-T／100BASE-TX ／10BASE-T(自動切換対応)		
対応オペレーティングシステム	Windows10(32ビット、64ビット)、11(64ビット)		
その他	各PCネットワーク経由での直接印刷	可能	
	PC上からの両面印刷	可能	
	PC上からの集約印刷	可能	
	PC上からのソート出力	可能	
	PC上からの部数ごとの区分け	可能	

ネットワークスキャナ機能

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
読み取り解像度／階調	600×600dpi／256階調以上		
最大読み取りサイズ	A3		
出力フォーマット(保存形式)	TIFF又はPDF		
プロトコル	TCP/IP		
インターフェース	イーサネット1,000BASE-T／100BASE-TX ／10BASE-T(自動切換対応)		
対応オペレーティングシステム	Windows10(32ビット、64ビット)、11(64ビット)		
その他	複写機上またはパソコンソフトウェア上での複数枚原稿の連続読み取り	可能	
	複写機上またはパソコンソフトウェア上での保存形式及び保存フォルダ指定	可能	
	読み取ったデータのパソコンへの取込方法	(記入例) 読み取りデータを本体に保存、TWAIN準拠ドライバによりPCへ取り込む。	
	パソコン側での共有フォルダの作成	不要であること	

FAX機能

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
最大送信原稿サイズ	A3		
最大記録紙サイズ	A3		
規格	G3規格以上		
メモリ容量	2MB以上		

フィニッシャー

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
電子ソート・区分け機能	装備		
その他の処理機能	ステーブル 用紙の重ねずれ、ステーブルの位置ずれがないものとする パンチ 2穴はISO838に示される位置(穴の直径、中心間隔、紙端位置、中央線対象)への穿孔が可能であること。 ただし、奥行位置については、ISO838で定める12±1.0mmの基準に対して、±3.0mmまでの誤差は認める。		

同等品協議申込書（Hランク）

商号又は名称	
担当者名	
連絡先	
メールアドレス	

下記の品目で同等品協議を申し込みます。

＜複写機本体、基本仕様・コピー機能＞

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
メーカー名	※		
機種名	※		
複写方式	デジタル方式		
モノクロ・カラー	モノクロ・カラー		
解像度/階調	600×600dpi/256階調以上		
最大複写原稿サイズ	A3		
複写(用紙)サイズ	A3～A6(普通はがき)		
モノクロ複写速度(A4)	モノクロ:40枚以上/分		
複写倍率	縮小及び拡大固定倍率	縮小:3段階以上 (記入例)1:0.86、1:0.82、1:0.71 拡大:3段階以上 (記入例)1:1.41、1:1.22、1:1.15	
	任意倍率	25～400%	
給紙トレイ数	4段		
給紙トレイの給紙容量	4段合計2,000枚以上		
手差しトレイ	装備		
手差しトレイの給紙容量	50枚以上		
自動用紙選択機能	装備		
自動両面機能	装備		
集約印刷機能	装備		
自動両面原稿送り装置	装備		
電子ソート・区分け機能	装備		
電力	100V、20A以内		
環境配慮形製品調達方針(令和6年2月改定)の基準	適合		
裏面利用紙の利用	可能		
非接触ICカードによる複写枚数集計機への対応	可能		

＜オプション機器＞

ネットワークプリンタ機能

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
プリント速度(A4)	モノクロ40枚以上/分		
出力解像度	600×600dpi以上		
プロトコル	TCP/IP		
インターフェース	イーサネット1,000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T(自動切替対応)		
対応オペレーティングシステム	Windows10(32ビット、64ビット)、11(64ビット)		
その他	各PCネットワーク経由での直接印刷	可能	
	PC上からの両面印刷	可能	
	PC上からの集約印刷	可能	
	PC上からのソート出力	可能	
PC上からの部数ごとの区分け	可能		

ネットワークスキャナ機能

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)	
読み取り解像度/階調	600×600dpi/256階調以上			
最大読み取りサイズ	A3			
出力フォーマット(保存形式)	TIFF又はPDF			
プロトコル	TCP/IP			
インターフェース	イーサネット1,000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T(自動切替対応)			
対応オペレーティングシステム	Windows10(32ビット、64ビット)、11(64ビット)			
その他	複写機上またはパソコンソフトウェア上での複数枚原稿の連続読み取り	可能		
	複写機上またはパソコンソフトウェア上での保存形式及び保存フォルダ指定	可能		
	読み取ったデータのパソコンへの取込方法	(記入例) 読み取りデータを本体に保存、TWAIN準拠ドライバによりPCへ取り込む。		
	パソコン側での共有フォルダの作成	不要であること		

FAX機能

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
最大送信原稿サイズ	A3		
最大記録紙サイズ	A3		
規格	G3規格以上		
メモリ容量	2MB以上		

フィニッシャー

要 求 仕 様		応 札 仕 様	チェック欄(県使用欄)
電子ソート・区分け機能	装備		
その他の処理機能	ステーブル 用紙の重ねずれ、ステーブルの位置ずれがないものとする パンチ 2穴はISO838に示される位置(穴の直径、中心間隔、紙端位置、中央線対象)への穿孔が可能であること。 ただし、奥行位置については、ISO838で定める12±1.0mmの基準に対して、±3.0mmまでの誤差は認める。		

入 札 内 訳 書

社名：

担当者：

TEL：

E-Mail：

件 名 複写サービスに関する契約（Cランク、本庁・神戸地域）

「

入札金額

¥

円

品 目	数 量	単 価	摘 要	
複写サービス	100複写		メーカー名	
			機 種 名	
計	—		—	

※ 単価は小数点以下第2位までを記入すること。

入 札 内 訳 書

社名：

担当者：

TEL：

E-Mail：

件 名 複写サービスに関する契約（Eランク、本庁・神戸地域）

入札金額

¥

円

品 目	数 量	単 価	摘 要	
複写サービス	100複写		メーカー名	
			機 種 名	
計	—		—	

※ 単価は小数点以下第2位までを記入すること。

入 札 内 訳 書

社名：

担当者：

TEL：

E-Mail：

件 名 複写サービスに関する契約 (Cランク、阪神南・阪神北地域)

入札金額

¥

円

品 目	数 量	単 価	摘 要	
複写サービス	100複写		メーカー名	
			機 種 名	
計	—		—	

※ 単価は小数点以下第2位までを記入すること。

入 札 内 訳 書

社名：

担当者：

TEL：

E-Mail：

件 名 複写サービスに関する契約 (Dランク、阪神南・阪神北地域)

入札金額

¥

円

品 目	数 量	単 価	摘 要	
複写サービス	100複写		メーカー名	
			機 種 名	
計	—		—	

※ 単価は小数点以下第2位までを記入すること。

入 札 内 訳 書

社名：

担当者：

TEL：

E-Mail：

件 名 複写サービスに関する契約 (Aランク、東播磨・北播磨・淡路地域)

入札金額

¥

円

品 目	数 量	単 価	摘 要	
複写サービス	100複写		メーカー名	
			機 種 名	
計	—		—	

※ 単価は小数点以下第2位までを記入すること。

入 札 内 訳 書

社名：

担当者：

TEL：

E-Mail：

件 名 複写サービスに関する契約 (Bランク、東播磨・北播磨・淡路地域)

入札金額

¥

円

品 目	数 量	単 価	摘 要	
複写サービス	100複写		メーカー名	
			機 種 名	
計	—		—	

※ 単価は小数点以下第2位までを記入すること。

入 札 内 訳 書

社名：

担当者：

TEL：

E-Mail：

件 名 複写サービスに関する契約（Cランク、東播磨・北播磨・淡路地域）

入札金額

¥

円

品 目	数 量	単 価	摘 要	
複写サービス	100複写		メーカー名	
			機 種 名	
計	—		—	

※ 単価は小数点以下第2位までを記入すること。

入 札 内 訳 書

社名：

担当者：

TEL：

E-Mail：

件 名 複写サービスに関する契約 (Dランク、東播磨・北播磨・淡路地域)

入札金額

¥

円

品 目	数 量	単 価	摘 要	
複写サービス	100複写		メーカー名	
			機 種 名	
計	—		—	

※ 単価は小数点以下第2位までを記入すること。

入札内訳書

社名：

担当者：

TEL：

E-Mail：

件名 複写サービスに関する契約（Eランク、東播磨・北播磨・淡路地域）

入札金額

¥

円

品目	数量	単価	摘要	
複写サービス	100複写		メーカー名	
			機種名	
計	—		—	

※ 単価は小数点以下第2位までを記入すること。

入 札 内 訳 書

社名：

担当者：

TEL：

E-Mail：

件 名 複写サービスに関する契約（Fランク、東播磨・北播磨・淡路地域）

入札金額

¥

円

品 目	数 量	単 価	摘 要	
複写サービス	100複写		メーカー名	
			機 種 名	
計	—		—	

※ 単価は小数点以下第2位までを記入すること。

入 札 内 訳 書

社名：

担当者：

TEL：

E-Mail：

件 名 複写サービスに関する契約 (Gランク、東播磨・北播磨・淡路地域)

入札金額

¥

円

品 目	数 量	単 価	摘 要	
複写サービス (モノクロ)	455,000複写		メーカー名	
複写サービス (カラー)	343,100複写		機 種 名	
計	—		—	

※ 単価は小数点以下第2位までを記入すること。

入 札 内 訳 書

社名：

担当者：

TEL：

E-Mail：

件 名 複写サービスに関する契約 (Hランク、東播磨・北播磨・淡路地域)

入札金額

¥

円

品 目	数 量	単 価	摘 要	
複写サービス (モノクロ)	2,120,800複写		メーカー名	
複写サービス (カラー)	867,000複写		機 種 名	
計	—		—	

※ 単価は小数点以下第2位までを記入すること。

入 札 内 訳 書

社名：

担当者：

TEL：

E-Mail：

件 名 複写サービスに関する契約 (Cランク、中播磨・西播磨地域)

入札金額

¥

円

品 目	数 量	単 価	摘 要	
複写サービス	100複写		メーカー名	
			機 種 名	
計	—		—	

※ 単価は小数点以下第2位までを記入すること。

入 札 内 訳 書

社名：

担当者：

TEL：

E-Mail：

件 名 複写サービスに関する契約 (Bランク、但馬地域)

入札金額

¥

円

品 目	数 量	単 価	摘 要	
複写サービス	100複写		メーカー名	
			機 種 名	
計	—		—	

※ 単価は小数点以下第2位までを記入すること。

入 札 内 訳 書

社名：

担当者：

TEL：

E-Mail：

件 名 複写サービスに関する契約 (Eランク、但馬地域)

入札金額

¥

円

品 目	数 量	単 価	摘 要	
複写サービス	100複写		メーカー名	
			機 種 名	
計	—		—	

※ 単価は小数点以下第2位までを記入すること。

様式8 (第5の16関係)
(誓約書)

誓 約 書

下記1の契約(以下「本契約」という。)に係る契約保証金の免除について、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

令和7年度複写サービスに関する契約

2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契約名	契約金額	契約の相手方

(2) 本契約についても、誠実に履行すること。

(3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名
電話
電子メール

様式8（第5の16関係）

（誓約書）

〔留意事項〕

誓約書の2(1)には、過去2年間（注1）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体（注2）とその契約と種類（注3）及び規模（注4）をほぼ同じくする（注5）契約を数回以上（注6）にわたって締結し、履行したもののみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注1）「過去2年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注2）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注3）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

区 分	種 類
物品関係役務の調達契約	・ 製造の請負 ・ 物件の買入れ、借入れ ・ 測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

（注4）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額の記事があるときは、契約金額に12を乗じて得た金額とし、月額の記事がないときは、契約総額を契約月数で除した額に12を乗じて得た金額を指すものとする。

（注5）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の7割に相当する金額以上のものをいう。

（注6）「数回以上」とは、2回以上をいう。

複写サービスに関する契約書

兵庫県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、複写サービスに関する契約について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、互いに信義を守り、誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 この契約は、乙の複写サービスが甲に円滑に提供されることを目的とする。

（乙の責務）

第2条 乙は、前条の目的を達するため、甲に対して複写機の適切な操作方法を指導し、複写機が常時正常な状態で稼働するよう保守を行い、及び複写を行うのに必要な消耗品（ドラム、ディベロッパ、トナー等。以下「消耗品」という。）を円滑に供給しなければならない。

（複写機及び設置場所）

第3条 複写機の機種及び設置場所は、別表のとおりとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、 とする。

（複写サービス料金）

第6条 複写サービス料金は、モノクロ1複写当たり 円とする。

- 2 オプション機能付加料金は、前項の金額に含むものとする。
- 3 前2項の額には、消費税及び地方消費税を含まない。

（複写枚数の算出）

第7条 乙は、毎月、複写枚数を算出するものとする。

- 2 乙は、前項の複写枚数の算出に際して、テストコピー（複写機の保守において点検と調整のために使用した複写をいう。）及びミスコピーに相当するものとして、複写機ごとに1か月の複写枚数から、1パーセントの複写枚数（小数点以下の端数切上げ）を控除するものとする。

（複写サービス料金の請求）

第8条 乙は、毎月、前条に定める複写枚数に第6条第1項の契約単価（以下「契約単価」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）に消費税及び地方消費税相当額（1円未満の端数切捨て）を加算して甲に請求するものとする。

（複写サービス料金の支払）

第9条 甲は、乙から前条の規定による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に当該請求額を乙に支払うものとする。

- 2 甲は、その責に帰すべき理由により、複写サービス料金の支払を遅延した場合は、乙に対し、前項の期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

（保守点検整備）

第10条 乙は、複写機を常に良好な状態に保つため、1か月に一度又は複写枚数に応じて定期点検及び調整を行うとともに、随時に保守点検整備を行わなければならない。

- 2 乙は、甲から複写機の故障の連絡があったときは、直ちに修理を行って、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 乙の作業は、原則として、複写機を設置している県の機関の開庁日の午前〇〇時〇〇分から午後〇〇時〇〇分までの間に行うものとする。

(消耗品の供給)

第11条 乙は、乙の社員の点検又は甲の通知に基づき、複写品質の維持のため必要と認めるときは、ドラム又はディベロッパーを取り替えるものとする。

2 乙は、乙の指定する者の巡回又は甲の申し出により、ドラム、ディベロッパー及びステープルを除く消耗品の甲の予備手持量の不足を知ったときは、当該消耗品を速やかに甲に供給するものとする。

(複写機及び消耗品の所有権等)

第12条 複写機及び消耗品の所有権は、乙に帰属する。

2 甲は、複写機を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。また、甲は、消耗品を乙の定める保管要領に従い保管しなければならない。

3 甲は、複写機の原状を変更し、又は消耗品を他に流用してはならない。

(設置場所の変更)

第13条 甲は、第3条に規定する設置場所を変更する必要があるときは、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならない。

2 複写機の移動は、乙が行うものとする。この場合において、乙は、移動に要する費用を甲に請求することができるものとする。

(動産総合保険)

第14条 乙は、乙の費用で複写機に動産総合保険（以下「保険」という。）を付保するものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、甲が故意又は重大な過失により複写機に損害を与えたときは、その損害の賠償を甲に請求できるものとする。

2 前項の場合において、当該損害が保険で補てんされたときは、乙は、当該損害額から保険により補てんされた額を控除した額を甲に請求するものとする。

(秘密の保持)

第16条 乙は、この契約の履行に関係して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(複写機及び消耗品の返還)

第17条 甲は、契約期間が満了し、又は契約を解除したときは、設置場所において複写機及び消耗品を乙に返還するものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第18条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(2) 乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認めるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないと認められるとき。

第 18 条の 3 甲は、第 18 条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

2 甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、前 2 条及び前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

4 乙は、前 2 条の規定によりこの契約を解除されたときは、複写機 1 台につき、次の計算式で算定した額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

$(\text{契約単価} \times \text{月間複写見込枚数}) \times \text{当該契約解除月の翌月から契約期間の満了月までの月数の合計額に消費税及び地方消費税相当額（1 円未満の端数切捨て）を加算した額}$

5 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

6 前 2 条の規定による契約の解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲にその損害の賠償を請求することはできない。

7 乙は、第 2 項及び第 3 項の規定による契約の解除により損害が生じたときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。

8 甲は、契約を解除しようとするときは、理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第 19 条 甲は、次条第 1 号の意見聴取又は警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 3 号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第 4 項から第 6 項まで及び第 8 項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第 20 条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第 21 条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第 22 条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(賠償の予約)

第 23 条 乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、

この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、複写機1台につき、次の計算式で算定した額の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。役務の提供後も同様とする。

(契約単価×月間複写見込枚数)×契約期間の月数の合計額に消費税及び地方消費税相当額(1円未満の端数切捨て)を加算した額

(1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(調査への協力)

第24条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。

(その他)

第25条 この契約について、疑義の生じた事項及びこの契約に定めのない事項については、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)によるほか、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

複写サービスに関する契約書（モノクロ・カラー兼用機用）

兵庫県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、複写サービスに関する契約について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、互いに信義を守り、誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 この契約は、乙の複写サービスが甲に円滑に提供されることを目的とする。

（乙の責務）

第2条 乙は、前条の目的を達するため、甲に対して複写機の適切な操作方法を指導し、複写機が常時正常な状態で稼働するよう保守を行い、及び複写を行うのに必要な消耗品（ドラム、ディベロッパー、トナー等。以下「消耗品」という。）を円滑に供給しなければならない。

（複写機及び設置場所）

第3条 複写機の機種及び設置場所は、別表のとおりとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、 とする。

（複写サービス料金）

第6条 複写サービス料金は、モノクロ1複写当たり 円、カラー1複写あたり 円とする。

- 2 オプション機能付加料金は、前項の金額に含むものとする。
- 3 前2項の額には、消費税及び地方消費税を含まない。

（複写枚数の算出）

第7条 乙は、毎月、複写枚数を算出するものとする。

- 2 乙は、前項の複写枚数の算出に際して、テストコピー（複写機の保守において点検と調整のために使用した複写をいう。）及びミスコピーに相当するものとして、複写機ごとに1か月の複写枚数から、モノクロについては1パーセント、カラーについても1パーセントの複写枚数（小数点以下の端数切上げ）を控除するものとする。

（複写サービス料金の請求）

第8条 乙は、毎月、前条に定める複写枚数に第6条第1項の契約単価（以下「契約単価」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）に消費税及び地方消費税相当額（1円未満の端数切捨て）を加算して甲に請求するものとする。

（複写サービス料金の支払）

第9条 甲は、乙から前条の規定による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に当該請求額を乙に支払うものとする。

- 2 甲は、その責に帰すべき理由により、複写サービス料金の支払を遅延した場合は、乙に対し、前項の期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

（保守点検整備）

第10条 乙は、複写機を常に良好な状態に保つため、1か月に一度又は複写枚数に応じて定期点

検及び調整を行うとともに、随時に保守点検整備を行わなければならない。

- 2 乙は、甲から複写機の故障の連絡があったときは、直ちに修理を行って、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 3 乙の作業は、原則として、複写機を設置している県の機関の開庁日の午前〇〇時〇〇分から午後〇〇時〇〇分までの間に行うものとする。

(消耗品の供給)

- 第 11 条 乙は、乙の社員の点検又は甲の通知に基づき、複写品質の維持のため必要と認めるときは、ドラム又はディベロッパーを取り替えるものとする。
- 2 乙は、乙の指定する者の巡回又は甲の申し出により、ドラム、ディベロッパー及びステープルを除く消耗品の甲の予備手持量の不足を知ったときは、当該消耗品を速やかに甲に供給するものとする。

(複写機及び消耗品の所有権等)

- 第 12 条 複写機及び消耗品の所有権は、乙に帰属する。
- 2 甲は、複写機を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。また、甲は、消耗品を乙の定める保管要領に従い保管しなければならない。
 - 3 甲は、複写機の原状を変更し、又は消耗品を他に流用してはならない。

(設置場所の変更)

- 第 13 条 甲は、第 3 条に規定する設置場所を変更する必要があるときは、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならない。
- 2 複写機の移動は、乙が行うものとする。この場合において、乙は、移動に要する費用を甲に請求することができるものとする。

(動産総合保険)

- 第 14 条 乙は、乙の費用で複写機に動産総合保険（以下「保険」という。）を付保するものとする。

(損害賠償)

- 第 15 条 乙は、甲が故意又は重大な過失により複写機に損害を与えたときは、その損害の賠償を甲に請求できるものとする。
- 2 前項の場合において、当該損害が保険で補てんされたときは、乙は、当該損害額から保険により補てんされた額を控除した額を甲に請求するものとする。

(秘密の保持)

- 第 16 条 乙は、この契約の履行に関係して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(複写機及び消耗品の返還)

- 第 17 条 甲は、契約期間が満了し、又は契約を解除したときは、設置場所において複写機及び消耗品を乙に返還するものとする。

(契約の解除)

- 第 18 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第 18 条の 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
- (2) 乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認められたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないと認められるとき。

第 18 条の 3 甲は、第 18 条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。
- 3 甲は、前 2 条及び前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、前 2 条の規定によりこの契約を解除されたときは、複写機 1 台につき、次の計算式で算定した額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
(契約単価×月間複写見込枚数) × 当該契約解除月の翌月から契約期間の満了月までの月数の合計額に消費税及び地方消費税相当額（1 円未満の端数切捨て）を加算した額
- 5 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 6 前 2 条の規定による契約の解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲にその損害の賠償を請求することはできない。
- 7 乙は、第 2 項及び第 3 項の規定による契約の解除により損害が生じたときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 8 甲は、契約を解除しようとするときは、理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第 19 条 甲は、次条第 1 号の意見聴取又は警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 3 号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 前条第 4 項から第 6 項まで及び第 8 項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第 20 条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第 21 条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第 22 条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(賠償の予約)

第 23 条 乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、複写機 1 台につき、次の計算式で算定した額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。役務の提供後も同様とする。

(契約単価×月間複写見込枚数) × 契約期間の月数の合計額に消費税及び地方消費税相当額(1 円未満の端数切捨て)を加算した額

(1) 刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 による刑が確定したとき。

(2) 刑法第 198 条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 61 条第 1 項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前 2 号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(調査への協力)

第 24 条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む 6 会計年度の間は同様とする。

(その他)

第 25 条 この契約について、疑義の生じた事項及びこの契約に定めのない事項については、財務規則(昭和 39 年兵庫県規則第 31 号)によるほか、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

別表

複写機の機種及び設置場所

機 種	機種 区分	設置場所	備 考

- (注) 1 機種区分は、A～Hの区分とする。
2 備考欄には、付加しているオプション機能等の特記事項を記載すること。

「適正な労働条件の確保に関する特記事項」

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。当該業務に直接従事しない者を除く。）

2 乙は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合には、この特記事項の第1から第5までの規定に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者に関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写し（第1の第2項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず県以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者（以下「下請関係者」という。）が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。
 - (1) 乙に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は下請関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

- 2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。
- 3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 乙は その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 乙は、第1項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

- 6 乙は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該下請関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう、受注関係者に求めなければならない。
- 7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

- 第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、労働基準監督署から下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を受注関係者に行うことを求めるものとする。
- 4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署から行政指導があった場合の措置)

- 第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、下請関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

- 第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）
- (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

(損害賠償)

- 第7 乙は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

- 第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

令和7年度複写サービスに関する契約

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所
名 称
代表者職氏名
電 話 番 号
メールアドレス

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

会 社 名

代表者名

電話番号

メールアドレス

様式第1号（第7条関係）

兵庫県内に有する事業所等に関する申告書

年 月 日

兵庫県知事 様

所在地

商号

代表者名

電話番号

メールアドレス

（申告は本社代表者名で行ってください。）

案件名：令和7年度複写サービスに関する契約

上記の一般競争入札に参加するに当たり、下記のとおり申告します。

記

- 1 県内に有する事業所等の名称 _____
- 2 県内に有する事業所等の所在地 _____
- 3 県内に有する事業所等の代表者 _____

※ 留意事項

- 1 この申告書は、一般競争入札に参加しようとする者で、兵庫県内に事業所等を有する者のうち、県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者のみ提出が必要です。
- 2 この申告書は、原則として一般競争入札への参加申込時に提出すること。また、契約担当者から提出を求められた場合は、速やかにこれを提出すること。